

# 占用料徴収条例別表及び占用料減免事項【令和6年4月1日施行】

第1級地 …山形市、天童市

第2級地 …米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、長井市、東根市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、高島町、三川町

第3級地 …第1級地、第2級地以外の市町村

(単位:円)

占用物件		占用料					
		単位	所在地			減免事項	
			第1級地	第2級地	第3級地		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物(電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔など)	第1種電柱 (3条以下の電線を支持するもの)	1本につき1年	570	480	430	(物件に関わらず免除) ○国及び地方公共団体の行う事業に係るもの ○地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷地内の占用物件(地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合を除く。) ○学校教育法第1条に規定する学校が設ける学校運営上必要な施設又は工作物(免除) ・街灯(アーチ型のものを除く。) ・公共的団体が設置する有線放送電話柱 ・電柱又は電話柱を支えている支柱若しくは支線 ・道路附属物又は公安委員会が設ける信号機若しくは標識を無償で添架している電柱又は電話柱 ・テレビ難視聴用共同受信アンテナ設置に伴う電柱及びその支柱 ・無電柱化の推進の観点から設ける柱状型機器(通常の上空に設置する変圧器、電源供給器、幹線増幅器等に比べ小型等で景観に配慮した形状のものをいう。)の支持柱(景観に配慮したものに限る。)	
	第2種電柱 (4条又は5条以下の電線を支持するもの)		870	730	670		
	第3種電柱 (6条以上の電線を支持するもの)		1,200	990	900		
	第1種電話柱 (3条以下の電話線を支持するもの)		510	430	390		
	第2種電話柱 (4条又は5条以下の電話線を支持するもの)		810	680	620		
	第3種電話柱 (6条以下の電話線を支持するもの)		1,100	940	850		
	その他の柱類		51	43	39		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	5	4	4	(免除) ・公共的団体又は電気事業者(卸供給事業者を除く。)若しくは認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線(ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、認定電気通信事業の用に供するものに限る。) ・テレビ難視聴用共同受信アンテナ設置に伴う架空の電線及び各戸引込電線の受信施設	
	地下に設ける電線その他の線類		3	3	2	(減免) ・電線共同溝及びキャブ等に収容される電線その他の線類 ⇒条例で定める額の1/5を減額する。	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	420	380	(免除) ・道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器) ・電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器)	
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	300	260	230			
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	850	780	(減額) ・工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局 ⇒条例で定める額の7/10を減額する。		
郵便差出箱及び信書便差出箱		420	360	330			
広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,800	870	590			
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,000	850	780	(免除) ・カーブミラー、くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与する物件 ・バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所		
法第32条第1項第2号に掲げる物件(ケーブル、ガスパイプ、水管など)	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	21	18	16	(免除) ・かんがい排水施設その他農用地の保全又は利用上必要な施設 ・公共的団体が設置する水管及び揚水施設 ・ガス、電気、電気通信(認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。)、水道及び下水道の各戸引込埋設管 ・個人又は団体が設置する飲料用水のための水管並びに揚水施設 ・道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器) ・電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器) (減額) ・民営の水道事業(専用水道事業を除く。)に係る占用物件 ⇒条例で定める額の1/2の額とする。	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		30	26	23		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		45	38	35		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		61	51	47		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		91	77	70		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		120	100	93		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		210	180	160		
	外径が0.7m以上1m未満のもの		300	260	230		
外径が1m以上のもの	610	510	470				
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1mにつき1年	地下に設けるもの	3	3	2
		その他のもの		10	9	8	
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	810	680	620	
		上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	510	430	390	
				地下に設けるもの	300	260	230
その他のもの		1,000	850	780			
法第32条第1項第4号に掲げる施設 (鉄道、軌道、歩廊、がんぎ、アーケードなど)		占用面積1㎡につき1年	1,000	850	780	(免除) ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設 ・軌道法に基づく軌道 ・鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設(道路がこれらの敷地を使用する場合に無償であるものに限る。) (減額) ・アーケード ⇒条例で定める額の9/10を減額する。	

# 占用料徴収条例別表及び占用料減免事項【令和6年4月1日施行】

第1級地 …山形市、天童市

第2級地 …米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、長井市、東根市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、高畠町、三川町

第3級地 …第1級地、第2級地以外の市町村

(単位:円)

占用物件			占用料				減免事項	
			単位	所在地				
				第1級地	第2級地	第3級地		
法第32条第1項第5号に掲げる施設(地下街、地下室、通路、浄化槽など)	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1㎡につき 1年	Aに0.004を乗じて得た額			(免除) ・農道、林道その他の公共通路(公衆が常時道路交通の一環として通行している通路) ・沿道の土地から道路に出入するための道路施設 (減額) ・都市計画決定された路外駐車場 ⇒条例で定める額の1/4の額とする。 ・上記以外の駐車場 ⇒条例で定める額の1/2の額とする。	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額				
	上空に設ける通路	900		430	290			
	地下に設ける通路	540		260	180			
その他のもの	1,000	850	780					
法第32条第1項第6号に掲げる施設(露店、商品置場など)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1㎡につき 1日	18	9	6		
	その他のもの		占用面積 1㎡につき 1月	180	87	59		
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1㎡につき 1月	180	87	59	(免除) ・公職選挙法による選挙運動のために使用する物件 (減額) ・添架広告(電柱、電話柱、街灯、消火栓標識又はバス停留所標識に添架されたもの。)及び突出広告(建物、塀その他道路区域外の工作物又は物件に添架され、道路区域内に突出するもの。)のうち、表裏2面に表示しているもの ⇒条例で定める額の7/10の額とする。 (添架広告のうち、巻付広告については、条例で定める額の7/20の額とする。)	
		その他のもの	表示面積 1㎡につき 1年	1,800	870	590		
	標識		1本につき 1年	810	680	620		(減額) ・バス停留所標識 ⇒条例で定める額の1/2の額とする。
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	18	9	6		
		その他のもの	1本につき 1月	180	87	59		
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1㎡につき 1日	18	9	6			
	その他のもの	その面積 1㎡につき 1月	180	87	59			
アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	1,800	870	590			
	その他のもの		900	430	290			
令第7条第2号に掲げる工作物(太陽光発電設備等)			占用面積 1㎡につき 1年	1,000	850	780		
令第7条第3号に掲げる施設(津波等避難施設)			Aに0.031を乗じて得た額					
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料(工事用板囲、足場等)			占用面積 1㎡につき 1月	180	87	59		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設(防火地域における耐火構造物への建替の仮設建築物)			100	85	78			
令第7条第8号に掲げる施設(自動車専用道路の連絡路附属地等に設ける食事施設、購買施設等)	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額			
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額					
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額					
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額					
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額					
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額						
令第7条第9号に掲げる施設(トンネルの上、高架下に設ける店舗、駐車場等)	建築物	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	(免除) ・無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場 (減額) ・都市計画決定された路外駐車場 ⇒条例で定める額の1/4の額とする。 ・上記以外の駐車場 ⇒条例で定める額の1/2の額とする。			
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額				
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場(道路の上空に設ける店舗、駐車場等)	建築物	Aに0.022を乗じて得た額						
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額				
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	(免除) ・被災者の居住の用に供する応急仮設住宅			
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額						
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額						
令第7条第12号に掲げる器具(自転車等駐車器具)			Aに0.025を乗じて得た額			(減額) ⇒条例で定める額の1/2の額を減額する。		
令第7条第13号に掲げる施設(自動車専用道路に設ける店舗等)	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額			
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額					
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額					
令第7条第14号に掲げる施設(防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等)			Aに0.031を乗じて得た額			(減額) ⇒条例で定める額の9/10を減額する。		